

みずの通信

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶯 3-70-7

TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2018.4

ふるさと納税

ふるさと納税、今年も申告をされた方がさらに増えました。返礼品の豪華争いに総務省からブレイキがかかりましたが、影響はなかったようです。

今年の当事務所のサービスとして、ご要望により「ふるさと納税損得分岐点」をお知らせすることとしましたが、これは、ふるさと納税の仕組みを理解していただくという意味でも、私どもの職員の訓練にもなったという意味でも、個人的にはよい取り組みであったと思っています。

みずの通信を毎月送っていない方につきまして、このサービスをご存じなかった方もお見えかと思えます。このサービスを受けたいという方は、今からでも結構ですので、お電話等でお申し出ください。



平成 29 年分から医療費控除の制度が変わりました。

一つは、以前は、領収書を提出または提示することが求められていましたが、平成 29 年分から税務署所定の「医療費の明細書」を提出することとし、領収書は納税者が税務署の要請によりいつでも提示できるよう、5 年間保存することが義務付けられました。

私どもは、初年度で様子もわからないので、今年は従前通りの取り扱いで臨みましたが、経過措置は平成 31 年分までですから、来年からは新しい体制で臨むことになると思います。

領収書の提出が必要なくなったということは、領収書の保存義務が税務署から納税者側に移ったということです。税務署は楽になり、納税者が 5 年間、失くさないよう注意しなければならないこととなります。何年かして、提示を求められ、領収書を紛失していると、全額医療費控除を否認されるという、その痛手はかなり大きいものになります。今年は、あと腐れがないよう、例年通り税務署に送ってしまいました。

もう一つは、健康保険協会等から送られてくる「医療費のお知らせ」に本人負担分等が書かれているなど、所要の要件を満たしていたら、その「お知らせ」に書かれている合計を記載すればよいとされました。

これについては、健康保険協会から送られてきた「医療費のお知らせ」はその要件を満たしていましたが、国民健康保険はまだです。

さて、健康保険協会は、10 月分までを 2 月中旬ごろに納税者の手元に届くようにしています。確定申告は 2 月 16 日から 3 月 15 日までですから、これで十分との制度設計をしたのでしょうか。でも、還付申告の無料相談所をはじめ、還付申告の対応は 1 月の終わり頃から税務署はしていると思います。「医療費のお知らせ」が届くのを待って、還付申告が 2 月下旬から殺到したら、税務署の今までの体制づくりがパーになります。霞ヶ関はこんなのとすら現場のことを知らなかったのでしょうか。私は 9 月で締めて 1 月中に送る制度にすべきだったと思います。税務署さん可哀想、税理士も可哀想だけれど、来年は変わるかな。

「お知らせ」の内容が 10 月分までであれば、11 月、12 月分は領収書を集計しなければなりません。自費診療分も加算しなければなりません。高額療養費等は控除しなければなりません。「医療費のお知らせ」はそのままで使えないのです。

上場株式等の配当

上場株式等の配当について所得税は申告するが住民税は申告しないという選択できる制度が、今年の申告から始まりました。解釈による制度変更ですから前年度にも遡れるのですが、住民税について申告不要制度を適用する旨、届け出る期限が徒過していますので、実質は今年の申告からとなります。

さて、その要件としては、市県民税の納税通知書送達の日（5月ごろ）までに、申告しない旨の計算をした市県民税の申告書を提出することとなっています。

現在、所得税の確定申告書を提出した場合は、市県民税の申告をしたこととされていますから、改めて市県民税の申告書を紙で提出するということは、二度手間ですし、市県民税の申告書をコンピュータで作成するソフトは持ち合わせていませんので、手書き、手計算となります。

そこで当事務所は「申告不要制度を適用する旨」の届出書を独自に作成して、各市町村にまとめて送りました。

税務専門雑誌によると、東京都あたりでは独自の届出書一枚で済ませているところもあるようです。実際、ネットで検索すると、そのような届出書がヒットします。行政が、市民の便宜を考えているか、周りの様子ばかり眺めているが、これで何となくわかります。

岐阜市はやはり早々と「申告書を出さないとダメ」といつてきました。大垣市もダメ、各務原市はとりあえずOK、山県市はOK。県都岐阜市、いつもながら何かにつけて中途半端ですね。柴橋新市長には改革してほしいと思います。来年は変わるか。

ということで、再度、手書きの市県民税の申告書に署名押印をいただくことになるかもしれませんが、ご容赦ください。ちょっと問題提起がしたかったので、独自の申請の仕方をしました。

なお、有利不利を検討して、この制度を適用した人は、ほんの少数です。



近況

去年の11月末ごろに血液検査を、久々だからと行い、その結果を1月、正月明けに見せてもらい、びっくり、「あんだ、何があった。」と医者もびっくり、今まで一度も肝臓に異常の数値が出たことがなかったのに、 γ -GTPが一気に100を超えてしまいました。

思い浮かべても仕事の関係で忘年会は幾つかキャンセルしているので宴席が多すぎるということはありません。仕事が積んでくると食事が遅くなる。ストレスがきつくなっていくと、毎日の日本酒による晩酌、ご飯をしっかりと食べる。食後でも間食でも、まんじゅうを3つぐらい立て続けに食べる、チョコレートは一袋、食べつくす。こんなところでしょうか。

その後、1ヶ月、ご飯を8分目、間食を避け、甘いものもなるべく手を出さないようにしました。お酒は土日だけ、としました。

満を持して2月中旬に血液検査をして、その結果を早めに訊きに行きました。これで悪かったら精密検査だと覚悟していました。

結果は、血液は全くきれいなものでした。まずは一安心です。ただし少し気が緩み、確定申告時期のストレスが嵩み、ちょっと？、少し？、甘いものが増え始めています。要注意です。

テレビドラマ「アンナチュラル」、面白かったですね。最終回、他のドラマはほとんど予定調和、一般に最終回は面白くないとしたものですが、「アンナチュラル」の最終回は怒涛の展開で、久々に超一級のサスペンスを観たとの興奮感が残りました。

去年今日此門中

人面桃花相映紅

人面不知何處去

桃花依舊笑春風（崔護）

